

## 理 由 書

村岡新駅周辺地区のまちづくりにおいて、緑豊かな周辺環境と調和した都市空間と新たな研究開発拠点を形成するとともに、鎌倉市深沢地区と一体となったまちづくりを進めるため、土地区画整理事業を行うことから、2・2・71号十二天公園及び3・3・4号宮前公園について変更を行うものです。

### 2・2・71号十二天公園

本公園は、村岡・深沢地区土地区画整理事業において良好な市街地の形成を図り、再整備を行うため、区域及び面積を変更するものです。

### 3・3・4号宮前公園

本公園は、長期未着手の公園であり、「藤沢都市計画公園・緑地見直し方針」において、「存続候補とするが周辺地域のまちづくりの進捗や当該公園の事業化にあわせて、周辺樹林を中心とした地形地物等による区域設定等を検討する必要がある」としています。

この方針に基づき、村岡・深沢土地区画整理事業の決定にあわせて本公園の区域を検討した結果、長期未着手の区域の一部廃止及び周辺樹林を含めるよう区域の拡大をすることとし、区域及び面積を変更するものです。